



ビキニ被災船員の 労災認定を急げ

申請から1年3カ月 政府の対処も求む

●昨年2月 元ビキニ被災船員11名が船員保険労災の申請を行いました。

しかし、1年3ヶ月を経過したにもかかわらず全国健康保険協会船員保険部は何の通知も示さなく、極めて異常な事態となっています。

●そこで、これ以上、高齢の被災船員と家族を待たすことは人道的にも許されるものではないと判断したビキニ被災検証会（労災保険申請を科学的分析で支援している会）は、6月1日に、高知県庁で記者会見を行い
①明石氏を座長とする有識者会議の議事録とビキニ被災関連情報の全面開示



②ビキニ被災船員と遺族にこれ以上の苦痛を与えず、

政府として船員保険労災申請の認可等、早急な救済に向けた対処、



の2点を求めた申し入れ書を安倍首相、塩崎厚生労働大臣、山本農林水産大臣に提出すると発表。同日、郵送しました。

本県選出の山本大臣は4月6日、わが党の紙智子議員への国会答弁で「スムーズに解決できますように私も努力したいと思います」と述べています。

記者会見には私も同席し、県議会決議がなされている事など述べました。

労災認定の会議にも 厚労省分析班の影

●ビキニ被災船の放射線量を極めて低い1.12ミリシーベルトと

分析し、多くの研究者から「研究の名に値しない」と批判されている明石まこと座長を初めとした厚労省研究班を、労災保険認定のための有識者会議のメンバーとしたことで、批判に耐えられるような発表が出来なくて滞っているのではとの危惧する声が、この間、検証会から出ていました。

キラリン にゃんでも通信

しれて示力す阻 したまくしをる止

前文から、安倍改憲を

●憲法塾・小高坂城北中学校前の千蓮寺で、昨年から行われている憲法塾が3日に開催され私も参加しました。今回は高知9条の会事務局長・谷脇弁護士が「われらは全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有することを確認する」との憲法

無料法律・生活相談

- 6月12日(月)午後6時～8時
- 場所：愛宕商店街 吉良事務所
- 皿田幸憲弁護士(よっば法律事務所)

お問合せ：088-855-9439
ご予約下されば確かです。